

奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件

平成27年7月3日制定

平成28年1月21日一部改正

令和元年9月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和5年9月1日一部改正

令和6年10月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

第1 趣旨

奥州市におけるふるさと納税制度は、「ふるさと納税を活用し、奥州市を全国にPR～奥州を知り、奥州を味わい、奥州を訪れ、奥州を堪能～」をスローガンに取り組んでいる。

そのため、お返しを目的化するのではなく、奥州市を知ってもらい、実際に来てもらい、奥州市のファンになってもらい、リピーターになってもらうことを目的とし、寄附者とのつながりを継続するための取組みにより、「奥州ファン」になってもらうことで、納税効果だけではない、地元での消費活動や観光振興に結び付けることを期待している。また、将来的にはリピーターや移住・定住に結び付けることも視野に、アフターケアを充実させていくことも必要と考えている。

上記を踏まえ、ふるさと応援寄附制度により寄附をいただいた方に対して、感謝の気持ちを示し、「奥州ファン」獲得と、奥州市のPR及び産業振興につなげることを目的として進呈する、返礼品の要件を定める。

第2 返礼品の要件

1 返礼品は、次の各号の要件を満たすものとする。なお、総務省からの通知等により取り扱いが変更されたときは、返礼品として決定されたものであっても、これを取り消すことができるものとする。

- (1) 奥州市からの謝礼としてふさわしく、かつ、奥州市のPRにつながるもの。
- (2) ふるさと納税に関する各種法令、総務省通知の趣旨に反する内容でないもの。
- (3) 他団体等がすでに商標登録していないもの。ただし、商標権者の承諾を得ている場合は除く。
- (4) 国の出荷制限指示品目（一部解除生産者は除く。）並びに県の出荷及び採取の自粛要請品目でないもの。
- (5) 品質及び数量の面において、安定供給が可能であるもの。

2 返礼品の種類は次のとおりとする。

(1) 農林畜産物（1次産品）

市内で生産された農林畜産物で、返礼品にふさわしい優良なものとし、通信販売等での一定の実績があるもの。

なお、前沢牛及び江刺牛については、出品する部位や量目の選定、出品方法、出品事業者の調整方法等を別途定める。

(2) 商工産品

下記のいずれかの要件に該当するものとする。なお、飲食物については、発送日から1週間以上の賞味期限を保証するものとする。

- ① 地名、文化、歴史など奥州市の魅力発信につながる物で、市産品を材料に使用している

もの、または、市内で加工・製造されたもの。

- ② 旧中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき岩手県知事の指定を受けた地域産業資源（農林水産物を除く。）。

(3) 特産品以外の返礼品

特産品（品物）以外の権利やサービスで主に市内で使うことのできるもの。例えば食事券、体験券、貸切券、オーナー制度会員券、割引券、利用券、また市内への旅行パックなど。

(4) (1) ～ (3) を組み合わせたセット返礼品

組み合わせる返礼品は、それぞれ(1)～(3)の要件を満たし、関連性のある組み合わせであるもの。

- 3 市では返礼品の点数に一定の上限を設定しており、同種類の返礼品の出品を制限すること、また、受注が少ない返礼品は取り消すことがある。

第3 返礼品を出品する事業者の要件

1 返礼品を出品できる事業者は次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に本社・本店、支社・支店、または営業所を置き、申請時に事業実態が認められる団体（法人格の有無は問わず、任意の団体も含む。）であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いを厳重に行えること。
- (5) Web 上で受発注等の作業を行うことができるインターネット接続環境が整備され、日常的に通信販売を行う体制が取れていること。
- (6) 自社以外の返礼品を組み合わせたセット返礼品を出品する事業者は、自社以外から調達する返礼品も含めて発送・管理等の責任を負うことができること。

2 第 1 の趣旨に賛同し、責任を持った対応をすること。

第4 提出書類

- 1 返礼品を出品する事業者は、市が指定する期限までに誓約書兼同意書（様式 1）及び第 3 第 1 項(1)の事業実態を確認できる書類を政策企画部ふるさと交流課へ提出する。
- 2 返礼品の新規登録を希望する事業者は、奥州ふるさと応援寄附返礼品出品申込書（様式 2）及び市長が必要と認める書類を政策企画部ふるさと交流課へ提出する。なお、審査は政策企画部ふるさと交流課及び第 5 の担当部署において行う。
- 3 その他市長が必要とする書類。

第5 担当部署

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 農林畜産物（1 次産品） | 農林部農政課 |
| (2) 商工産品 | 商工観光部観光物産課 |
| (3) 特産品以外の謝礼 | 政策企画部ふるさと交流課 |
| (4) (1)～(3)を組み合わせたセット返礼品 | 政策企画部ふるさと交流課 |

様式 1

誓約書兼同意書

奥州市のふるさと納税返礼品に出品するにあたり、「奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件」を遵守するとともに、次の事項について誓約または同意いたします。

1 事業者の要件

- (1) 私（法人の場合は、法人）は奥州市暴力団排除条例第 7 条（平成 27 年奥州市条例第 20 号）に規定する暴力団関係者に該当しません。また、同条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団関係者を排除しております。
- (2) 私（法人の場合は、法人）が奥州市に対し納めるべき市税について、滞納はありません。また、返礼品出品にあたり、奥州市が市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

2 申請及び審査について

- (1) 「奥州ふるさと応援寄附返礼品出品申込書」及び添付書類の記載事項は、真実に相違ありません。
- (2) 「奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件」に定める事項に適合しないと判断された場合、返礼品を出品する事業者から除外されても、何ら異議を申し立てません。

3 承認を受けた場合について

- (1) 事業の実施において、奥州市長の指示に従います。
- (2) 承認を受けた返礼品について、適正な品質管理体制を整備するとともに、寄付者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- (3) 「奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件」に定める事項に適合しているか確認するための返礼品情報及び出荷・納品情報を奥州市長の指示により開示します。
- (4) 承認を受けた返礼品について、事故等の問題が生じた際は、奥州市長へ速やかに報告するとともに、損害賠償を含め一切の対応を行うこととします。
- (5) 私（法人の場合は、法人）が市に提供した返礼品の画像等のコンテンツ情報にかかる著作権を有する場合、ふるさと納税関連ページを作成する目的で、奥州市が本コンテンツ情報を利用し、また、必要な範囲で本コンテンツ情報を改変することを承諾します。なお、改変した範囲において、著作権者人格権は行使しません。

4 個人情報の管理について

- (1) 奥州市から得た個人情報に関しては、返礼品の発送及びそれにかかわる事務以外のことに利用いたしません。
- (2) 個人情報の保有にあたり、漏洩、滅失または棄損の防止等適正な管理のために必要な措置を講じます。万が一、個人情報の内容を漏洩し、滅失または棄損した場合は、速やかに奥州市長に報告し、その指示に従います。
- (3) 保有する不要となった個人情報は、確実かつ速やかに消去または廃棄いたします。
- (4) 職務上、知り得た個人情報はみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用いたしません。出品終了後においても同様とします。
- (5) 個人情報が漏洩したことなどにより、奥州市に損害が発生したと認めるときは、奥州市と協議の上、損害賠償の請求に応じます。

年 月 日

奥州市長 様

住 所

事業者名

代表者名

印

奥州ふるさと応援寄附返礼品出品申込書

奥州市長 様

標記について、奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件に基づき、下記のとおり申し込みます。

申 込 者	
住 所	
名 称	
代表者職氏名	
ご担当者	
電話番号	
E-Mail	

番号	返礼品名	返礼品 区分※	使用している市産品または 市内での加工・製造・サービス過程	中間事業者 (複数可)
(例)	無農薬ひとめぼれ 10kg	①	すべて衣川で生産。	さとふる
	奥州ウィスキー 700ml	②	主要な原材料である麦は、100%市内産のものを 使用し、市外の工場で製造。	シフトプラス さとふる
	南部鉄器 鉄瓶	③	市内の工房で、型の製造や湯入れ、研磨、着色 等 8 割以上の工程を行っている。	シフトプラス
1				
2				
3				
4				
5				

※返礼品区分欄： 別紙地場産品の類型を参照のこと

※詳細データは別添のとおり。

(担当部署) 農林畜産物（1次産品）【農林部農政課】

商工産品【商工観光部観光物産課】

特産品以外（食事券、宿泊券、体験券、貸切等）【政策企画部ふるさと交流課】

上記の組み合わせの商品【政策企画部ふるさと交流課】

【参考】地場産品類型

平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に掲げる地場産品基準に基づき、以下から選択してください。

類型	内容
①	当該地方団体の区域内において <u>生産</u> されたものであること。
②	当該地方団体の区域内において返礼品等の <u>原材料の主要な部分が生産</u> されたものであること。
③	当該地方団体の区域内において返礼品等の <u>製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行う</u> ことにより相応の付加価値が生じているものであること。
	イ（熟成肉）地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
	イ（精米）地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
	ロ（企画立案）当該地方団体の区域内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の <u>価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明</u> がなされたもの。
④	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（ <u>流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。</u> ）であること。
⑤	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
⑥	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に <u>附帯するものとを合わせて提供</u> するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの <u>価値全体の七割以上</u> であること。
⑦	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
⑦の 2 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
⑦の 3 イ 五万以下 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。
⑦の 3 ロ 該当地域	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された

(宿泊)	非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。
⑦の 4	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
⑧イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
⑧ロ	道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。
⑧ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。
⑨	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（例：〇〇pay 商品券、△△Pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく 6 号として整理すること。

【類型ごとの該当理由欄の必須記載事項】

様式2の「左記類型に該当する理由」欄については、類型ごとに下記の「記載すべき事項」を盛り込んだ上で、できる限り具体的に記載してください。

類型	記載すべき事項①	記載すべき事項②	記載すべき事項③
1号	区域内で行われている生産の内容（栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等） （加工品は2号または3号で記述すること）	—	—
2号	当該返礼品の主な原材料のうち、区域内で生産された原材料名	当該返礼品の主な原材料のうち、区域外で生産された原材料名	返礼品等の重量や付加価値のうち区域内で生産された原材料（①）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上上回るといえる理由を説明すること）。
3号	区域内で行われている工程（加工・製造）の詳細 ※実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例）単なる切断や組み立て、梱包、混合などは相応の付加価値が生じていると判断できません。	区域外で行われている工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている工程（①）によるものの割合 （当該割合が全体の半分以上上回るといえる理由を説明すること）。
3号イ （熟成肉）	肉が生産（飼養）された都道府県名	区域内で行われている熟成工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている熟成工程（②）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上上回るといえる理由を説明すること）。
3号イ （精米）	米が生産（栽培）された都道府県名	区域内で行われている精米工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている精米工程（②）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上上回るといえる理由を説明すること）。
3号ロ （企画立案）	区域内で行われている工程（企画立案等）の詳細	区域外（製造地など）で行われている工程の詳細	区域内で行われている企画立案の工程（回答欄A）で当該製品の価値の過半が生じている旨（事業者からの証明をPDFで提出）。
4号	区域内で行われている生産の内容 （栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等）	流通構造上、混在が避けられない理由	混在する可能性のある地方団体名。
5号	当該地方団体の広報のために作成されたオリジナルグッズ等である旨	当該地方団体独自の返礼品であることが明白な理由	返礼品の形状、名称その他の特徴が把握でき、回答欄②の明白性が判る資料のURL（添付PDF等可）。
6号	地場産品について、基準の該当号及びその該当理由	地場産品と地場産品以外のものの附帯関係	調達費用のうち地場産品に係る費用 調達費用のうち附帯品に係る費用 地場産品の割合（要7割以上）
7号	役務が提供される施設名等 （区域外での役務の提供が含まれる場合）提供される所在地	役務の内容 ※区域内で提供されていても全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは7号役務に該当しません。	役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があるといえる理由（役務が区域外に跨がる場合、その理由を含む）。

7号の2 (宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、 当該地方団体が属する都道府県の区域内においてのみ 宿泊施設の運営を行う者が運営する旨	フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体が 属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド 名を冠するものではない旨
7号の3イ 五万以下 (宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	1人1泊あたりの調達費用の額	—
7号の3ロ 該当地域 (宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	特定非常災害発生日 災害救助法が適用されたことが判る旨	—
7号の4 (電気)	区域内で発電された電気であることが 判る旨	地域のエネルギー源の種類 (太陽光、バイオマス、地熱等)	当該電気の提供事業者名。返礼品として提供する電気の総量が当 該電気に係る区域内の発電量の範囲内となっている旨
8号イ	当該返礼品を共通して提供する市区町 村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型(1 ～7号の4)及び当該類型で回答することとな っている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得 ている旨。
8号ロ	当該返礼品を共通して提供する都道府 県名および市区町村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型(1～7号の4)及 び当該類型で回答することとなっている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨
8号ハ	認定地域資源名	—	—
9号	災害の名称及び発生時期	災害により提供ができなくなった返礼品の概要(品目 名、当該返礼品が被災前に該当していた地場産品基準 の類型及び該当理由)	代替品の詳細(品目名、生産地等) 代替品といえる理由
99号	交換できるものの概要	地場産品以外のものと交換されないことの担 保方法	民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサー ビスを経由して返礼品等を提供するもの(例:〇〇pay商品券、 △△Pay)である場合は、当該事業者名及び当該サービス名
セット	セット返礼品の内容や該当する類型	回答欄①に記載した返礼品に該当する類型及 び当該類型で回答することとなっている上記 の工程等を回答欄にすべて記載。	回答欄①に記載した返礼品に該当する類型及び当該類 型で回答することとなっている上記の工程等を回答欄 にすべて記載。